

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1010 号

平成 29 年 12 月 25 日

月 曜 日

目 次

条 例

- 四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例 (総務課) 2
- 四日市港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例 (総務課) 7
- 四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 (総務課) 8

告 示

- 四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域の一部を改正する告示 (港営課) 10

公 告

- 平成 29 年度四日市港管理組合一般会計等補正予算の公表 (総務課) 10
- 一般競争 (指名競争) 入札参加資格審査申請の期間 (総務課) 16

条 例

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布します。

平成 29 年 12 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 10 号

四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び調査審議の手續等について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 四日市港管理組合情報公開条例（平成 14 年四日市港管理組合条例第 1 号。

以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する実施機関のうち、同条例第 20 条第 1 項若しくは第 22 条第 1 項の規定により諮問したもの又は四日市港管理組合個人情報保護条例（平成 21 年四日市港管理組合条例第 1 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する実施機関のうち、同条例第 39 条第 1 項若しくは第 41 条第 1 項の規定により諮問したものをいう。

(2) 公文書 情報公開条例第 13 条第 1 項に規定する開示決定等に係る公文書（同条例第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報保護条例第 19 条第 1 項に規定する開示決定等、同条例第 31 条第 1 項に規定する訂正決定等又は同条例第 37 条第 1 項に規定する利用停止等決定等に係る保有個人情報（同条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(設置等)

第 3 条 諮問庁による諮問に応じ、審査請求についての調査審議及び個人情報保護条例によりその権限に属させられた事項を行うため、四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項のほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要な事項について調査審議し、情報公開条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関又は個人情報保護条例第 2 条第 2 号に規定する実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、前 2 項のほか、情報公開条例第 30 条第 1 項に規定する出資法人等又は個人情報保護条例第 46 条第 1 項に規定する出資法人等（以下この項において「出資法人等」と総称する。）から諮問があったときは、当該出資法人等の情報公開又は個人情報の保護について必要な意見を述べることができる。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 3 人で組織する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 3 分の 1 未満としないものとする。ただし、管理者がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第 5 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 管理者は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で、調査審議をしなければならない。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 6 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の回避)

第 7 条 委員は、自己に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、会長の許可を得て、回避することができる。

2 会長は、自己に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、前条第 3 項の規定により会長の職務を代理する者の許可を得て、回避することができる。

(答申)

第 8 条 審査請求に係る諮問があったときは、審査会は、諮問があった日から起算して 60 日以内に答申するよう努めなければならない。

(第三者からの審査請求があった場合の答申)

第 9 条 審査会は、情報公開条例第 13 条第 1 項又は個人情報保護条例第 19 条第 1 項に規定する開示決定等に対する第三者(当該開示決定等に係る情報公開条例第 16 条第 1 項又は個人情報保護条例第 22 条第 1 項に規定する第三者をいう。)からの審査請求に係る諮問があったときは、他の事件に優先して調査審議し、早期の答申に努めなければならない。

(審査会の調査権限)

第 10 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報

の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人という。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第 11 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出等）

第 12 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。

（委員による調査手続）

第 13 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 10 条第 1 項の規

定により提示された公文書若しくは保有個人情報を読覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 11 条第 1 項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第 14 条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。

3 第 1 項の規定による複写を求める審査請求人又は参加人は、当該複写に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第 15 条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第 16 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 18 条 第 5 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に四日市港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例(平成 29 年四日市港管理組合条例第 11 号)の規定による改正前の情報公開条例第 24 条第 1 項に規定する四日市港管理組合情報公開審査会又は四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成 29 年四日市港管理組合条例第 12 号)の規定による改正前の個人情報保護条例第 43 条第 1 項に規定する四日市港管理組合個人情報保護審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について四日市港管理組合情報公開審査会又は四日市港管理組合個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。

四日市港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 29 年 12 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 11 号

四日市港管理組合情報公開条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合情報公開条例(平成 14 年四日市港管理組合条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第3節 四日市港管理組合情報公開審査会(第24条-第30条) 第4節 審査会の調査審議の手続(第31条-第38条)」を削り、「第39

条-第 41 条」を「第 24 条-第 26 条」に、「第 42 条-第 47 条」を「第 27 条-第 31 条」に改める。

第 16 条第 1 項中「この条、第 20 条第 2 項、第 21 条、第 23 条及び第 30 条において」を削

る。

第 19 条の 2 中「四日市港管理組合情報公開審査会」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 29 年四日市港管理組合条例第 10 号）第 3 条第 1 項に規定する四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第 20 条第 1 項及び同条第 3 項並びに第 22 条第 1 項中「四日市港管理組合情報公開審査会」を「審査会」に改める。

第 2 章第 3 節及び第 4 節を削る。

第 39 条から第 46 条までを 15 条ずつ繰り上げ、第 47 条を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 四日市港管理組合情報公開審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成 29 年 12 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

四日市港管理組合条例第 12 号

四日市港管理組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

四日市港管理組合個人情報保護条例（平成 21 年四日市港管理組合条例第 1 号）の一部を次

のように改正する。

「第 3 章 四日市港管理組合個人情報保護審査会（第 43 条 - 第 57 条）		
目次中 第 4 章 雑則（第 58 条 - 第 62 条）	を	「第 3 第 4
第 5 章 罰則（第 63 条 - 第 68 条）	」	

章 雑則（第 43 条 - 第 47 条）
章 罰則（第 48 条 - 第 52 条）」に改める。

第 4 条第 1 項第 8 号中「第 63 条」を「第 48 条」に改め、同条第 4 項第 4 号中「四日市港管理組合個人情報保護審査会」を「四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 29 年四日市港管理組合条例第 10 号）第 3 条第 1 項に規定する四日市港管理組合情報公開・個人情報保護審査会」に改め、「この節において」を削る。

第 14 条第 1 項第 3 号中「第 61 条」を「第 46 条」に改める。

第 22 条第 1 項中「、第 42 条及び第 49 条」を「及び第 42 条」に改める。

第 38 条の 2、第 39 条第 1 項及び同条第 3 項並びに第 41 条第 1 項中「四日市港管理組合個人情報保護審査会」を「審査会」に改める。

第 3 章を削る。

第 4 章中第 58 条を第 43 条とし、第 59 条から第 62 条までを 15 条ずつ繰り上げ、同章を第 3 章とする。

第 5 章中第 63 条を第 48 条とし、第 64 条及び第 65 条を 15 条ずつ繰り上げ、第 66 条を削り、第 67 条中「第 63 条」を「第 48 条」に、「第 64 条」を「第 49 条」に改め、同条を第 51 条とし、第 68 条を第 52 条とする。

第 5 章を第 4 章とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 四日市港管理組合個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知ることがで

きた秘密を漏らしてはいけない義務については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示

四日市港管理組合告示第 8 号

四日市港管理組合が管理する国際埠頭施設及び水域における制限区域（平成 16 年四日市港管理組合告示第 17 号）の一部を次のとおり改正します。

平成 29 年 12 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

- 2 水域における制限区域の項第 15 号中「アウターシーバース」を「シーバース」に改め、第 36 号を第 37 号とし、第 29 号から第 35 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 28 号の次に次の 1 号を加える。

(29) コスモ石油四日市 6 号棧橋

公 告

平成 29 年度四日市港管理組合一般会計等補正予算が平成 29 年 12 月 22 日に成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 12 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

平成 29 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度四日市港管理組合一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 518,988 千円を減額し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ 6,208,442 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び負担金		2,900,222	△ 59,712	2,840,510
	1 負担金	2,900,222	△ 59,712	2,840,510
2 使用料及び手数料		579,151	18,085	597,236
	1 使用料	579,151	18,085	597,236
3 国庫支出金		386,000	△ 227,100	158,900
	1 国庫負担金	324,000	△ 203,600	120,400
	2 国庫補助金	62,000	△ 23,500	38,500
4 県支出金		21,582	△ 113	21,469
	1 県補助金	21,582	△ 113	21,469
5 財産収入		5,270	5,828	11,098
	1 財産運用収入	4,758	5,828	10,586
6 繰入金		30,000	43,117	73,117
	1 基金繰入金	30,000	43,117	73,117
7 諸収入		21,205	2,907	24,112
	3 雑入	20,223	2,907	23,130
8 組合債		2,784,000	△ 302,000	2,482,000
	1 組合債	2,784,000	△ 302,000	2,482,000
歳 入	合 計	6,727,430	△ 518,988	6,208,442

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議会費		18,524	△ 108	18,416
	1 議会費	18,524	△ 108	18,416
2 総務費		688,506	28,056	716,562
	1 総務費	678,216	28,049	706,265
	3 監査委員費	9,380	7	9,387
3 港湾管理費		416,161	40,153	456,314
	1 港湾管理費	416,161	40,153	456,314
4 港湾建設費		3,478,983	△ 573,287	2,905,696
	1 港湾建設費	3,478,983	△ 573,287	2,905,696
5 公債費		2,124,256	△ 13,802	2,110,454
	1 公債費	2,124,256	△ 13,802	2,110,454
歳 出	合 計	6,727,430	△ 518,988	6,208,442

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成30年度～平成32年度	580,359

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
		千円		千円
行政事務用機器賃借 に係る契約	平成30年度	88,000	平成30年度～ 平成34年度	102,792

第 3 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
国 補 港 湾 改 事 業 修 事 業 費	千円 39,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。	千円 24,000	普通貸借又 は証券発行	4.0% 以内	政府資金及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いては定め られた償還 条件による。 その他資金 についての 償還条件は、 管理者が定 める。ただ し、組合財 政の都合に より繰上償 還すること ができるも のとする。
社会資本整 備総合交付 金事業費	358,000	〃	〃	〃	142,000	〃	〃	〃
港 湾 改 修 事 業 費	9,000	〃	〃	〃	29,000	〃	〃	〃
国直轄事業 負担金	2,322,000	〃	〃	〃	2,231,000	〃	〃	〃

平成 29 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度四日市港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 118,134 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,152,029 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる

経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	1,556,000	803	1,556,803
	1 使用料	1,556,000	803	1,556,803
2	財産収入	531,495	68,217	599,712
	1 財産運用収入	531,495	68,217	599,712
3	繰入金	331,745	△ 16,285	315,460
	1 基金繰入金	331,745	△ 16,285	315,460
4	繰越金	20,000	65,399	85,399
	1 繰越金	20,000	65,399	85,399
	歳 入 合 計	3,033,895	118,134	3,152,029

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	管理費	949,771	121,137	1,070,908
	1 施設管理総務費	397,107	113,711	510,818
	2 施設管理費	423,609	7,980	431,589
	3 ひき船事業費	129,055	△ 554	128,501
2	建設事業費	564,171	△ 862	563,309
	1 建設事業費	564,171	△ 862	563,309
3	公債費	1,519,953	△ 2,141	1,517,812
	1 公債費	1,519,953	△ 2,141	1,517,812
	歳 出 合 計	3,033,895	118,134	3,152,029

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 建設事業費	1 建設事業費	施設改修費	263,703

第 3 表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
		千円
行政事務用機器賃借に係る契約	平成30年度～平成34年度	13,776
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成30年度～平成32年度	123,727

四日市港管理組合建設工事執行規則（平成6年四日市港管理組合規則第5号）第4条第4項の規定による一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請（建設工事及び測量・建設コンサルタント等）の期間を次のとおり定めましたので、公告します。

平成 29 年 12 月 25 日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 平成 30～33 年度四日市港管理組合入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）登録の受付期間、場所等

建設工事、測量・建設コンサルタント等で登録を希望する場合は、県内に本店を有する者、県外に本店を有する者いずれも受付期間及び受付場所は、次のとおりとし、郵送によるものみの受付とします。

受付期間	受付場所
平成 30 年 1 月 5 日（金）から 平成 30 年 2 月 5 日（月）午後 5 時まで	〒514-0002 三重県津市島崎町 56 番地 公益財団法人三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付担当

なお、上記受付による名簿登録の有効期間は、平成 30 年 6 月 1 日から平成 34 年 5 月 31

日までとなります。

2 問い合わせ先

三重県四日市市霞二丁目 1 番地の 1

四日市港管理組合総務課総務・調整担当

電話 059-366-7009

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1 - 1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
